平成２１年（フ）第１７９４１号
愛知県名古屋市瑞穂区大喜新町３丁目６番地
破産者　株式会社ＣＩＥＬＯ
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９４２号
静岡県沼津市内浦重寺531―２―107
破産者　江口　典史
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９５２号
東京都台東区花川戸１丁目12番６号
破産者　有限会社ハーヴェスト
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９５３号
東京都墨田区向島３丁目46―５―301
破産者　兵頭　英樹
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９１号
東京都世田谷区下馬１丁目20番７号
破産者　株式会社レイトリーミュージック
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９９２号
東京都目黒区東山１丁目22―27―103、住民票上の住所東京都目黒区東山１丁目９―13
破産者　西田　四郎
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０１２号
埼玉県さいたま市中央区上峰２丁目19―９―103
破産者　内田　義則
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０３８号
東京都台東区鳥越２丁目12番13号
破産者　株式会社シーフロント
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０３９号
東京都台東区松が谷３丁目９―６―203、開始決定時の住所東京都台東区鳥越２丁目12―13
破産者　竹前　浩伸
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０５２号
東京都新宿区本塩町15
破産者　有限会社ランゲージ・ロングライフ教育総合サポート
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０７５号
東京都文京区小石川５丁目６―21―303
破産者　荒井　慎一
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０８１号
東京都町田市小山町506番地20
破産者　有限会社偲王建設
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０８２号
東京都町田市小山町207―１
破産者　磯　　偲
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２３８号
埼玉県越谷市大字大林579番地11
破産者　有限会社中田工業
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２０号
東京都台東区寿１丁目18番１号
破産者　株式会社エムズダイニング
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５２号
静岡県浜松市西区湖東町2936―３
破産者　林　　司朗
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５１９号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目23―３
破産者　山本　勝一
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５２０号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目23―３
破産者　山本　積子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５９６号
鹿児島県大島郡伊仙町大字佐弁65
破産者　菊池富士夫
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５９７号
鹿児島県大島郡伊仙町大字佐弁65
破産者　菊池　房子（旧姓盛）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５９８号
埼玉県志木市下宗岡１―４―13、住民票上の住所埼玉県狭山市大字上奥富75―６―503
破産者　石野森武史
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７２９号
熊本県天草市牛深町1638―13
破産者　北川　健二
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部